

事業報告書				
医療法人整理番号	203			
報告期間	自	令和4年9月1日		
	至	令和5年8月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	医療法人	ア歯科峯田診療所		
	分類①	社団（出資持分あり）		
	分類②	その他		
	分類③	基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福井県	
		市区町村	鯖江市	
		町名・番地	神明町5丁目5番20号	
		建物名		
	(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成7年12月8日		
	(4) 設立登記年月日	平成7年12月21日		
(5) 理事長の氏名	姓	峯田		
	名	信匡		
役員及び評議員の人数	4人		理事長を含む人数を記載すること。	
役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら			
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら			
(9) その他	記載はこちら			
			(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
			全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
			当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 2

法人名 医療法人 了歯科峯田診療所

※医療法人整理番号	203
-----------	-----

所在地 福井県鯖江市神明町5丁目5番20号

財 産 目 録
(令和 5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	13,288 千円
2. 負 債 額	9,620 千円
3. 純 資 産 額	3,668 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,133
B 固 定 資 産	9,155
C 資 産 合 計 (A+B)	13,288
D 負 債 合 計	9,620
E 純 資 産 (C-D)	3,668

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 ア歯科峯田診療所
 所在地 福井県鯖江市神明町5丁目5番20号

※医療法人整理番号 203

貸借対照表
 令和5年8月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,133	I 流動負債	193
II 固定資産	9,155	II 固定負債	9,427
1 有形固定資産	5,403	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産		負債合計	9,620
3 その他の資産	3,752	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	-6,332
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	3,668
資産合計	13,288	負債・純資産合計	13,288

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 ア歯科峯田診療所
 所在地 福井県鯖江市神明町5丁目5番20号

医療法人整理番号	203
----------	-----

損 益 計 算 書

自 令和4年9月1日

至 令和5年8月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		17,041
	2 事業費用		18,783
	本来業務事業損失		1,742
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		1,742
II	事業外収益		1,490
III	事業外費用		
	経常損失		252
IV	特別利益		337
V	特別損失		
	税引前当期純利益		85
	法人税等		80
	当期純利益		5

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 了齒科峯田診療所

所在地 福井県鯖江市神明町5丁目5番20号

※医療法人整理番号 203

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当取引なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ア歯科峯田診療所
理事長 峯田 信匡 殿

私は、医療法人 ア歯科峯田診療所の令和 4 年会計年度（令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 11 月 11 日
医療法人 ア歯科峯田診療所
監事 峯田 淳平